

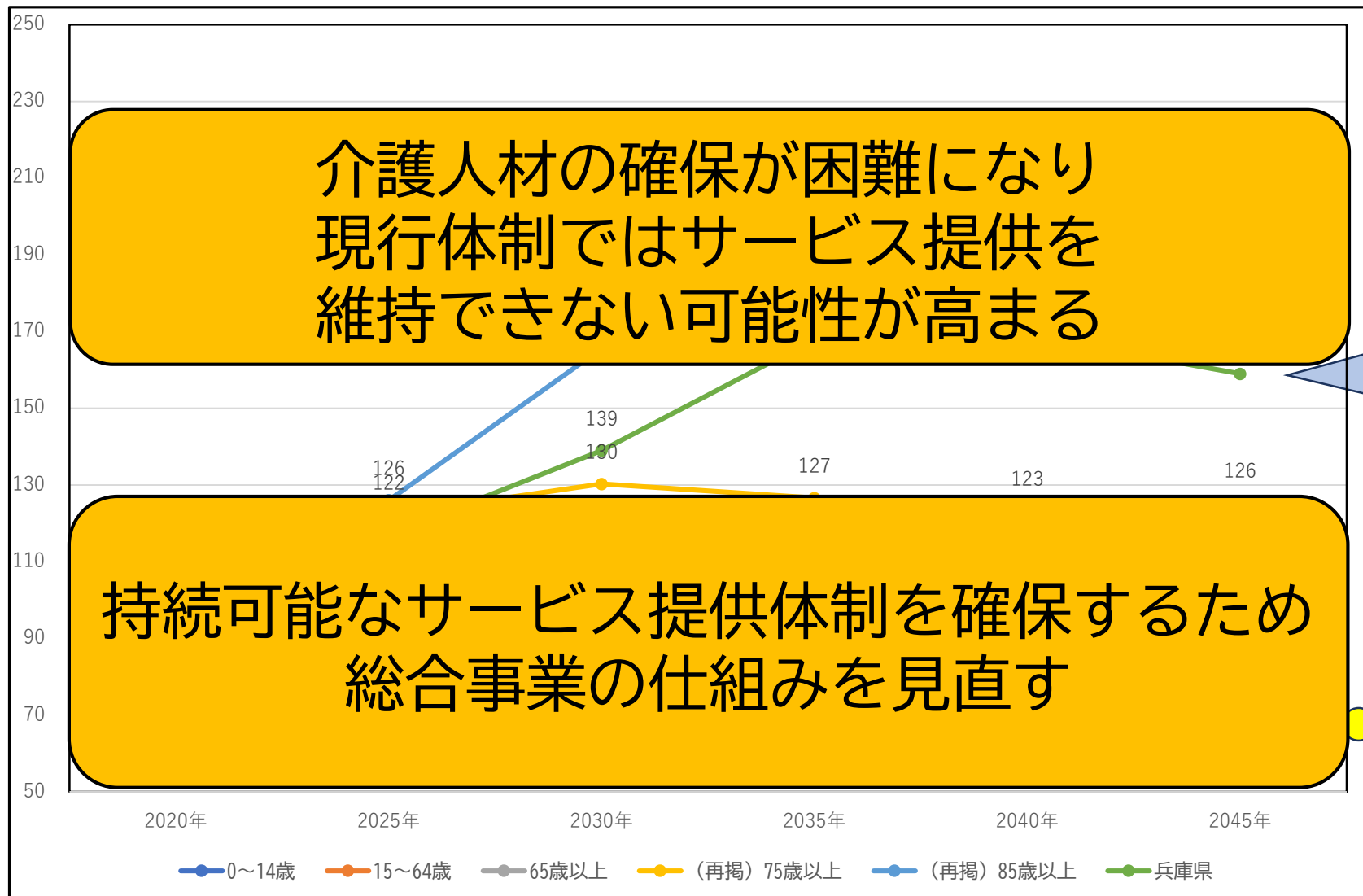
令和9年度開始 介護予防・日常生活支援総合事業の 新たな仕組みに向けた変更点について

I

背景

加古川市の年代別人口増加率

国立社会保障・人口問題研究所
日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）



支えを必要とする
人口が2035年で
既に2倍に！

兵庫県では85歳以上のピークは
2020年と比べて169

加古川市は県全体よりも
急激な伸び

支える人が
2割減少…

見直しの柱

1

初期相談時の入口の整理
(基本チェックリストの活用)

2

従前相当サービス対象者の明確化

3

新たなサービス体系の導入
(サービス・活動C、ケアマネジメントB)

4

基準緩和型サービス(サービス・活動A)の
整理・拡充

5

地域の多様なサービスの創出

Ⅱ 令和9年度からの新たな仕組みに向けた変更点

1

初期相談の入口の整理

2

サービス利用対象者の明確化

3

新たなサービス体系の導入

4

基準緩和型サービス(サービス・活動A)の整理・拡充

1 初期相談時の入口の整理

- 相談者の状態に応じて、基本チェックリストを活用
- 基本チェックリストで「事業対象者」と判定された場合は、介護認定申請を経ずに総合事業の利用が可能

2 サービス利用対象者の明確化

- 従前相当サービスの対象者を限定
 - ・ 進行性疾患
 - ・ 病態が安定しない人
 - ・ 難病
 - ・ 精神疾患
 - ・ 医療依存度が高い人 など

3 新たなサービス体系の導入

- サービス・活動C(リエイブルメント型短期集中予防サービス)
(以降、「C型」)
 - 利用者負担なし
 - 要支援認定者や事業対象者の原則全員が対象
(要介護認定見込み者、従前相当サービス対象者等は除外)
 - 3か月間の短期集中支援、リハビリ専門職がアセスメント
 - 対象者に直接触れる行為や家にはない特別な器具を使わず、対象者の思いや意欲を取り組みにつなげる動機づけ面談を中心に実施し、利用者のセルフマネジメント力向上を支援
 - 高齢者が元の生活を取り戻すことを目的とした自立支援型プログラムで介護保険サービスを必要としない状態を目指すもの
- ケアマネジメントB
 - ケアマネジメントプロセスを簡略化

4 基準緩和型サービス(サービス・活動A)の整理・拡充①

(以降、「A型」)

C型の本格的に導入により、利用者が元の生活を取り戻していくための支援を強化するとともに、サービス・活動Aについても整理し
新たなサービス分類を設けます。

- (現サービス)通所A型(トレーニング型通所サービス)
→ 運動中心サービスへ整理 (例:いきいき百歳体操)

4 基準緩和型サービス(サービス・活動A)の整理・拡充②

- (現サービス)訪問A型(生活援助型訪問サービス)
 - 新規にヘルパーの実施するサービスを設け、
多様な担い手によるサービスとの2種類に再編
- ・ヘルパーが行うのは、C型と併用しながら利用者が
自宅で元の生活に戻れるよう利用者の力を引き出し
ながら取り組む支援
- ・多様な担い手が行うのは、C型利用後の自宅での
生活維持のための支援

Ⅲ

A型3類型の概要

サービス・活動Aの再編

サービスの目的や担い手の役割を明確にした
3つの類型へ再編します。

訪問A型 (併用・改善支援型) (仮称)

C型利用中に併用

C型と併用し、有資格者のヘルパーが在宅での日常生活動作の再獲得や生活行為の維持を支援することで、利用者が元の生活に戻れるよう力を引き出しながら支える支援

訪問A型 (継続支援・生活支援型) (仮称)

C型を利用しても卒業が難しかった人

C型利用後も生活維持のために支援が必要な人に対し、ヘルパー以外の多様な担い手が日常生活支援を提供し、自立した生活の継続を支える支援

通所A型 (継続支援・運動型) (仮称)

C型を利用しても卒業が難しかった人

C型利用後、地域の介護予防活動等への参加が難しい人に対し、運動機会を確保し、生活機能や筋力の維持を図ることで、地域活動への参加につなげる支援

IV

サービス分類詳細

1 訪問A型(併用・改善支援型)(仮称)①

想定する事業所	<ul style="list-style-type: none">● 従前相当サービスを担ってきた訪問介護事業所
実施者	<ul style="list-style-type: none">● ヘルパー 有資格者
対象者	<ul style="list-style-type: none">● C型と併用することで、生活機能の向上や元の生活を取り戻し自立した生活が可能となりそうな人 <div data-bbox="695 719 2295 1005"><p>想定例</p><ul style="list-style-type: none">・ 生活動作の一部に支援が必要な人・ 退院直後など一時的に生活機能が低下している人・ 独居等により生活場面での実践支援が必要な人・ 独居等により生活行為の理解や定着に支援が必要な人 など</div>
目的	<ul style="list-style-type: none">● C型で進めている短期集中支援の目標や方向性と連動しながら、その取り組みを在宅の生活場面でも実践できるよう、利用者の力を引き出しつつ、専門職が伴走して支えること。

1 訪問A型(併用・改善支援型)(仮称)②

提供期間・頻度

- C型実施期間中(3か月間/12週間)
- 週1~2回程度(利用者の状態やC型支援内容に応じて調整)

支援の特徴

【支援の軸】

- 日常生活動作に関する「身体介護」を中心に支援

【支援の方法】

- 利用者が生活の場面でできる限り自分で行えるよう支援しつつ、生活行為の維持や再獲得に必要な場合に限り、「生活援助」を最小限補完的に提供
- C型で行われた短期集中リハを在宅で補完し、日常生活動作の改善を引き出す支援

【C型との連携】

- C型専門職と連携して情報共有、改善の方向性を統一

【注意点・位置づけ】

- 利用者の状態に応じて、自立を阻害しない範囲で支援
- 従前相当サービスの代替ではなく、C型の改善支援を在宅で補完する位置づけ

2 訪問A型(継続支援・生活支援型)(仮称)

想定する事業所	<ul style="list-style-type: none">● 多様な担い手が配置可能な事業所(ヘルパー以外も含む)
実施者	<ul style="list-style-type: none">● ヘルパー以外の多様な担い手(日常生活支援養成者等)
対象者	<ul style="list-style-type: none">● C型終了後も生活維持の支援が必要で、自立した生活を継続するために日常生活支援が必要な人
目的	<ul style="list-style-type: none">● 利用者が自立した生活を続けられるよう、必要な日常生活支援を提供
提供期間・頻度	<ul style="list-style-type: none">● C型終了後～必要に応じて継続(期間は個別に調整)● 週1回(生活状況に応じて柔軟に提供)
支援の特徴	<ul style="list-style-type: none">● 買物、掃除、調理など日常の生活支援が中心で、身体介護は含まれず、生活援助のみの提供● 生活援助は、利用者の自立を阻害せず、生活行為の維持や再獲得に資する場合に限り、必要最小限の範囲で補完的に提供● 生活を安定して続けるための支援

3 通所A型(継続支援・運動型)(仮称)

想定する事業所	地域の介護予防活動や運動プログラムを提供できる通所事業所
対象者	C型終了後、地域の介護予防活動や趣味活動に自力で参加が難しい人で、運動機会の確保や筋力維持が必要な人
目的	<ul style="list-style-type: none">● 生活機能や筋力の維持を図り、地域活動への参加につなげる橋渡しを担う
提供期間・頻度	C型終了後 ～地域活動に移行可能になるまで(期間は個別に調整) 週1回程度 、必要に応じて継続、最長月数設定予定。
支援の特徴	<ul style="list-style-type: none">● 送迎付きで運動プログラム(例:百歳体操等)を提供し、生活機能・筋力維持を支援● C型で改善した機能を維持し、地域活動や趣味活動への移行を後押し● 機能を維持し、利用者の趣味活動や地域参加につなげる支援

C型サービスとA型サービス3類型の関連図

